

2026年度(令和8年度)誠之奨学金奨学生の募集要項

【追加募集分】

無利子

福山市教育委員会事務局
(学校教育課学事課)

学習意欲のある学生生徒で、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方に対して、学資を貸与します。貸与された学資は卒業後、貸与を受けた方自身が返還することになります。

この学資の貸与を受ける学生を奨学生とといいます。奨学生を希望する方は、申請資格、返還方法等を十分理解のうえ、申請してください。

貸与額(月額)		募集人数
国公立	20,000円	12名程度
私立	40,000円	
申請期間	第1次募集	2026年(令和8年)5月27日(水)まで
	第2次募集	2026年(令和8年)5月28日(木)から8月31日(月)まで
	第3次募集	2026年(令和8年)9月1日(火)から11月30日(月)まで
貸与期間	貸与決定の月から高等学校等の最短修業年限の満了まで	

※申請者が多数の場合は、定員になり次第申請を締切ります。

(注) ただし、土・日・祝日は除く。

1 申請資格

- (1) 保護者^(注1)または本人(本人については独立生計者に限る。)が福山市内に居住しており^(注2)、学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に在学する者であること。
- (2) 学習活動その他生活全般の態度・行動が優れ、経済的理由により修学が困難な者で、出身の中学校等の校長が推薦する者であること。
- (3) 他の団体、個人等から奨学金等の貸与、給付を受けていない者であること。
- (4) 本人の属する世帯の1年間の収入等が、[(別紙)奨学生選考基準要領(抜粋)別表1]以下であること。^(注3)

★ 収入のめやす(父、母、高校生(自宅通学)、中学生の4人世帯の場合)

① 給与収入	803万円以下
② 給与収入以外 (収入金額から必要経費を引いた金額)	552万円以下

※ 家族構成、年齢等の世帯及び就学の状況により異なります。

(注1) 保護者とは、申請者の親権を持つ者、後見人その他これに準ずる者をいう。

(注2) 保護者が法人である場合にあっては、主たる事業所の所在地が市内にあること。

(注3) 「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」が変更された場合には、それに伴い福山市奨学金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更しますので、ご了承ください。

2 申請手続

(1) 提出書類

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 奨学生家庭状況調査表
- ③ 保護者または本人（本人については独立生計者に限る。）の住民票記載事項証明書1通
- ④ 2025年度(2024年分)の所得課税証明書
父と母双方の所得課税証明書、父母に代わって家計を支えている者がいる場合はその者の所得課税証明書
転職等により、前年中途または今年新たに収入に変動があった場合は、勤務先の年収見込証明書または月収証明書等
- ⑤ 奨学生推薦調書
卒業した中学校等が作成し、厳封されたもの（※開封無効）
- ⑥ その他
申請者本人が独立生計者の場合、申請者本人の社会保険被保険者証の写し及び所得を証する書類の添付が必要になります。

(2) 提出方法

学事課に持参してください。

※郵送及び支所等での申請はできません。また、書類不備の場合は受理できませんので、添付書類などを十分確認してください。

3 選考及び決定方法

- (1) 申請書類に基づき、福山市奨学金審議会の意見を聴き、奨学生候補者を決定します。
- (2) 本人または保護者への選考結果の通知は、申請の締切から2週間後頃を予定しております。奨学生推薦調書を作成された学校長にも同時期に通知します。

4 奨学生候補者決定を受けた後の手続き

奨学生候補者決定通知受理後、14日以内に奨学生本人が「返還誓約書」に自署のうえ、連帯保証人2人が連署し、次の添付書類とあわせて提出してください。

なお、「返還誓約書」を提出されない場合、奨学生候補者の決定を取り消します。

- ① 在学証明書または入学許可書の写し
- ② 連帯保証人の納税証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

【注】連帯保証人の条件

- ① 連帯保証人は奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者。
- ② 2人のうち少なくとも1人は福山市内に居住していること。
- ③ 2人のうち1人は奨学生の保護者でも可能。
- ④ 2人は互いに別世帯、別生計であること。（※原則同一住所は不可）

※連帯保証人が上記の条件を欠いた場合は、連帯保証人の変更が必要となります。

5 貸与方法

追加募集の場合は、申請時期に応じて貸与開始時期が異なります。返還誓約書の提出の後、当初分は返還誓約書提出月の翌月15日前後に貸与する予定です。以降

は、3か月分をそれぞれ定められた月に貸与します。

貸与の方法は指定口座へ振込みとなります。(貸与月の15日前後)



6 貸与の解除及び一時休止

- (1) 奨学生が次のような状況となった場合は、貸与を解除します。
 - ① 奨学生の資格を欠いたとき。(保護者が市外へ転出したとき等)
 - ② 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ③ 詐欺その他不正な行為により、奨学金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
 - ④ 奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 奨学生が休学し、または停学になったときは、その翌月から復学した月の前月まで貸与を一時休止します。
- (3) 奨学金の貸与を解除または一時休止したときは、本人及び連帯保証人に通知します。

7 返還方法

返還は、卒業後6か月を経過した翌月から開始となります。

貸与(修学)期間の倍の期間で返還することになります。

返還方法は、月賦で、口座振替です。

〈例〉 国公立高等学校3年間で貸与を受けた場合	
返 還 期 間	12か月×3年×2 = <u>72か月(6年)</u>

なお、奨学生が学校を卒業し、さらに上級の課程に入学し、または疾病その他特別の理由によって返還が困難なときは、本人の申請(その事実を証することができる書類を添付)によって一定期間返還を猶予することができます。

※貸与を解除されたときは、福山市教育委員会の指示に従い返還していただきます。

8 その他

次の場合は、遅滞なく福山市教育委員会で異動の手続きが必要となります。

- ① 本人が休学し、または停学処分を受けたとき。
- ② 本人が復学したとき。
- ③ 本人が転学したとき。
- ④ 本人が退学したとき。
- ⑤ 本人が住所または名前を変更したとき。
- ⑥ 連帯保証人の住所または名前に変更があったとき。
- ⑦ 連帯保証人が死亡したとき。
- ⑧ 連帯保証人が破産手続の決定を受けたとき、または誠之奨学金貸与規程第7条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- ⑨ 保護者の住所または名前に変更があったとき、または保護者の変更があったとき。(奨学生に限る。)
- ⑩ 本人が返還完了前に死亡したとき。(連帯保証人が届けること。)

<提出及び問い合わせ先>

〒720 - 8501

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市教育委員会事務局

学校教育課学事課 (13 階)

TEL (084) 928 - 1169